

令和5年度第2回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年5月16日(火)
午前9時27分 ～ 午前11時02分
場 所 菊川ふれあい会館 2階中・小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 18 名
欠 席 総 数 0 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	出席
3	浦岡 昌博	出席
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外5名

傍聴人なし

令和5年度第2回総会

(開始時刻9時27分)

事務局（小山事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は18名、欠席委員は0名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和5年度第2回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号9番石田安男委員と、議席番号10番田上光義委員を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」お諮りいたします。

審議にあたり、本来であれば、1番から2番までをお諮りするところですが、2番の案件につきましては、日程第3の議案第3号の11番と密接に関連した案件となっておりますので、議案第3号の審議の際に一括でお諮りさせていただきます。

それでは、1番について事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

それでは、ご説明いたします。以降着座にてご説明いたします。総会議案書1

ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、現況地目は、畑でございます。面積は、1,926㎡、位置図は2、3ページ、公図は、4ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から南西へ約3.3kmに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。申請理由は、高齢で耕作が困難となり、農業後継者もいない譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は、大豆や玉ねぎ、大根等の野菜を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。

なお、3月総会でもご報告いたしましたが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が、令和5年4月1日に施行され、農地法第3条第2項第5号の下限面積は、廃止されています。

譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いします。

下田敏純委員

7番の下田です。5月10日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認をいたしました。

譲受人は譲渡人と利用権を設定し、数種類の野菜を作付けしており、しっかり管理されておりました。圃場はきれいな状態です。今後は、野菜を産直市場に出荷するなど、生産量を拡大する予定です。高齢で後継者のいない譲渡人が、前耕作者である譲受人に申し出たものです。

よろしくご審議ください。お願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、の1番につきまして「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案の1番については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書5ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、6、7ページ、公図は8ページで、土地利用計画図は9ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所神玉支所から北西へ約1.5kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、「第1種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、67台分の有料駐車場を整備するもので、申請理由につきましては、海水浴客の増加により、路上駐車が頻繁に発生していることから、この度の計画に至ったものでございます。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既存の見切りコンクリート壁で分断されており、汚水の発生はなく、雨水のみ、河川に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、平成14年頃から、農地法の許可なく海水浴客用の有料駐車場として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住

宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

5ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、10、11ページ、公図は12ページで、土地利用計画図は、13ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から北東へ約750mに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地で、「第1種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、農家住宅の敷地拡張でございます。申請理由につきましては、前所有者である父親が農地法の許可なく、擁壁を設置し、農業用倉庫を建設していたことが判明し、この度の申請に至ったものでございます。本案件には、一体利用地が1筆ございますが、申請者の所有地で、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、擁壁で分断しており、汚水は、集落排水で処理され、雨水のみ、農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件も、追認案件で、平成11年頃から、農地法の許可なく申請地内に擁壁が設置され、農業用倉庫の敷地の一部として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

この度の転用については、下関市菊川町土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。本件も、第1種農地ではございますが、住宅敷地の拡張に係る部分の面積が既存敷地の2分の1を超えていないことから、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、担当委員に現地調査の結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

18番の有田です。1番の案件についてご報告をいたします。5月9日に農業委員2名と事務局職員1名で現地を調査いたしました。

申請内容につきましては、事務局から説明のあったとおりです。平成14年ごろに海水浴客のための駐車場として整備して使用しており、無断転用状態が続いていたようです。この度、追認案件として申請がありましたが、申請地を農地に戻すことは不可能であると判断し、今後はこのような違法行為がないよう農地法を遵守するとの始末書の提出もありますので、許可については致し方がないと判断しました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件について、議席番号12番坂田謙祐委員、報告をお願いします。

坂田謙祐委員

12番の坂田です。2番の案件についてですが、5月9日に農業委員2名と事務局1名で現地を確認いたしました。

事務局からもあったようにこれは追認案件ですが、申請人の親の代に圃場整備があつて、以前は畑で利用していたところですが、圃場整備事業により面積も少なくなり、宅地とも接続していることもあり、宅地と一体利用されていきました。今は擁壁もつかれており、当時に申請していれば特に問題はなかったと思います。

この度、申請人が土地建物を売られるということで色々と調べた結果、農地が残っているということで、今回の申請となりました。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可について」、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり許可することと決しました。

なお、1番、2番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

この1番から13番までの案件のうち、議案第1号で、ご説明しましたが、11番の案件については、議案第1号の2番と密接に関連しているため、併せてお諮りすることとします。

また、9番の案件につきましては、日程第4「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」の1番の承認が要件となることから、議案第4号の審議と併せてお諮りすることとします。

事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

ご説明いたします。

1番から5番は、全て同じ譲受人で、目的も、非フィットによる、太陽光発電設備の設置で、権利移動の区分も全て、売買による所有権の移転となっております。パネル設置面積、発電出力は、議案書の備考欄に記載しておりますので、そちらをご覧ください。

また、譲受人は、既に、小売電気事業者と電気売買契約の締結がなされております。

それでは、個別にご説明いたします。総会議案書14ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、22、23ページ、公図は、24ページ、土地利用計画図は25ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から、北西へ約5.8kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

申請理由につきましては、発電事業が好調なことから、事業拡大の為、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、公道に接し、整備費も少なくすみ、反射光が近隣住宅に影響を及ぼすこともなく、事業に必要な面積も確保できることから、この度の計画に至ったもので、維持管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、申請者からは、代替地検討表が提出されております。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、土地利用計画からみて、適当であると判断いたしました。

なお、議案第8号関係資料としてお配りしておりますが、7月から施行されます、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との事前協議は、申請時には、行われておりませんが、今後、協議予定である旨が、

申請書には記載されております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、北側と東側の農地は、申請地よりも高い位置にあり、南側の農地は、畦畔で分断されています。汚水の発生はなく、雨水のみ、河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

14ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、22、23ページ、公図は、26ページ、土地利用計画図は27ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から、北西へ約5.7kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

申請理由は、1番と同様です。本案件にも、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、土地利用計画からみて、妥当であると判断しております。

総会議案書26ページをお開きください。この度の転用により申請地の北東側に、細長い農地が残りますが、この部分は、農道の整備を目的とした、4条例外の届出書が、令和5年4月21日付けで提出されており、農業委員による現地調査も既に終了しております。

なお、本案件も環境部との事前協議は、申請時には行われておりませんが、今後、協議予定である旨が、申請書には記載されております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地内の一部に土留めを整備する計画となっております。汚水の発生はなく、雨水のみ申請地番の残地部分をとおり、農業用排水路に放流されますが、土地所有者である譲渡人は承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件も、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

14ページに戻りまして、3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、22、23ページ、公図は、28ページ、土地利用計画図は29ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から、北西へ約5.7kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

申請理由は、1番と同様です。本案件にも、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、土地利用計画からみて、適

当であると判断しております。

なお、本案件も環境部との事前協議は、申請時には行われておりませんが、今後、協議予定である旨が、申請書には記載されております。

申請地に隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件も、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書15ページをお開きください。4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、22、23ページ、公図は、30ページ、土地利用計画図は31ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から、北西へ約5.7kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

申請理由は、1番と同様です。本案件にも、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、土地利用計画からみて、妥当であると判断しております。

なお、本案件も環境部との事前協議は、申請時には行われておりませんが、今後、協議予定である旨が、申請書には記載されております。

申請地に隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件も、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

15ページに戻りまして、5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は、32、33ページ、公図は、34ページ、土地利用計画図は35ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から、東へ約850mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

申請理由は、1番と同様です。本案件にも、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、土地利用計画からみて、妥当であると判断しております。

なお、本案件も環境部との事前協議は、申請時には行われておりませんが、今後、協議予定である旨が、申請書には記載されております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、全て既

存の畦畔で分断しております。汚水の発生はなく、雨水のみ、隣接農地から、私水路をとおり河川に放流されるが、土地所有者である譲渡人は承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件も、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

15ページに戻りまして、6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、36、37ページ、公図は、38ページ、土地利用計画図は39ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所小申支所から、北東へ約860mに位置している、「第3種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、非フィットによる、太陽光発電設備の設置で、既に、譲受人は、グループ会社の法人と、再生可能エネルギー電気に関する売買契約を締結しております。

申請理由は、脱炭素社会の実現を進めるため、送電線が近くに位置しており、日当たりも良好な申請地を選定し、太陽光発電設備の設置を計画したもので、高齢で耕作ができない譲渡人が、譲受人の要望に応じ、脱炭素社会に貢献するものでございます。売買による所有権の移転となっております。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、土地利用計画からみて、適当であると判断しております。

なお、本案件も環境部との事前協議は、申請時には行われておりませんが、今後、協議予定である旨が、申請書には記載されております。

総会議案書39ページをお開きください。土地利用計画図に雨水の放流方向が図示されておりますが、現地を確認したところ、整地のみでは、放流方向は、南東側ではなく、また、放流先が東側の公道となっておりますが、申請地は、公道よりも低く、申請地と公道の間には、ブロック塀も設置されておりました。

事務局といたしましては、雨水の放流方向及び放流先に疑義が生じており、本案件については、許可相当との判断には至っておりませんので、保留相当と考えます。

なお、申請地は、第3種農地でございますので、雨水の放流方向、放流先が確認できる土地利用計画に訂正がなされ、転用の妨げとなる権利を有する者からの承諾書等が提出されれば、許可できる案件と考えています。

総会議案書16ページをお開きください。7番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、40、41ページ、公図は、42ページ、土地利用計画図は43ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から、北東へ約1.4kmに位置している、過

去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、貸事業所の拡張でございます。

申請理由につきましては、譲受人が代表を務める法人の受注工事の増加に伴い既存の資材置場が手狭になったことから、この度の計画に至ったもので、高齢で、耕作しておらず、農業後継者もいない各譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

なお、譲受後は、全て、譲受人が代表を務める法人が、利用し、権利移動の区分は、売買による所有権の移転となっております。

一体利用地の1筆は、譲受人の所有地で、譲受人が代表を務める法人が、事業所と利用しており、添付書類にて、法人が所有している業務用車両の台数も確認でき、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既にブロック塀が設置され、計画地内には、水路が整備されております。汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水のみ、私水路から道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、無断転用案件で、譲受人の父親が平成元年に一体利用地を購入した際、 番の申請部分が、境界であると説明を受けていたもので、平成5年頃には、倉庫も建設されておりました。この度、倉庫の一部とブロック塀や水路部分が、隣接地の農地であることが測量により判明し、この度の申請に至ったもので、下関市農業委員会会長あてに、顛末が記載された始末書の提出がなされております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書17ページをお開きください。8番、 番 の登記地目は、雑種地ではございますが、農家台帳の現況地目が、畑となっております。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、44ページから46ページ、公図は、47ページ、土地利用計画図は48ページをご覧ください。

申請地は、JR山陽本線新下関駅から、南西へ約1.1kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、資材置場でございます。

申請理由につきましては、受注工事の増加に伴い既存の資材置場が手狭になったことから、事務所から近くに位置している申請地を選定し、この度の計画に至ったもので、高齢で、耕作しておらず、農業後継者もいない各貸付人が、借受人の要望に応じたものでございます。賃借権の設定となっております。一体利用地の3筆は、貸付人の所有地で、添付書類にて、所有している業務用車両の台数

も確認でき、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、全て申請地よりも高い位置にあり、汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、令和2年頃から、農地法の許可なく資材置場として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。また、本件は、資材置場を目的とした農地転用でございますので、「許可後、3箇年程度、1箇月に一度、農業委員と事務局職員又は事務局職員で、現地確認を行い、総会にて報告すること。」との意見を付して許可することといたします。

総会議案書、19ページをお開きください。10番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は49、50ページ、54ページ、公図は55ページ、土地利用計画図は56ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約920mに位置する過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地ではございますが、安岡駅から半径500m以内の区域の総面積に占める宅地の面積が40%を超えており、半径950mにおいても40%を越えていることから、農地法施行令第15条及び農地法施行規則第45条第2号に該当する、「第2種農地」となります。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地14区画を整備するものでございます。申請理由につきましては、申請地区は、宅地化が進み、子育ての居住環境にも恵まれていることから、既存の住宅団地にも接している、住宅の需要が見込まれる申請地に計画したもので、維持管理が困難な各譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定めのある、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供することが確実であると判断しております。

一体利用地は、市道や法定外公共物の加工部分のみで、施工に必要な各申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は、土地利用計画及び標準的な建物の建ぺい率からみて適当であると判断しています。なお、住宅の建築工事費が3棟分のみの計上となっておりますが、同地区においては、既に事務局も過去の販売実績等の情報を把握しており、同地区での販売実績、ニーズからみて、この度の資金計画書は、妥当であると判断しました。

土砂の流出対策としては、申請地周辺には、隣接した農地がございしますが、擁壁を設置し、法面は芝張りで養生し、一部は、造成により勾配調整を行う計画と

なっております。汚水は、公共下水道で処理される予定で、雨水のみ、新設の道路側溝から既存の道路側溝をとおり、既存の調整池にためられ、農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

この度の転用については、「他に適当な土地はなく」、提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定められている条件を付して許可することとし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。本案件は、開発許可と同時施行といたします。

続きまして、議案第1号2番と議案第3号11番について、ご説明いたします。

総会議案書は、1ページと20ページで、位置図は57、58ページ、公図は59、60ページ、土地利用計画図は61ページをご覧ください。

本案件は、令和2年6月2日付けで、区分地上権の設定を目的に3条許可及び営農型太陽光発電設備の設置を目的に5条許可された案件で、この度一時転用許可の期間が満了することから、改めて、申請がなされたものでございます。

前回の申請では、土地所有者、耕作者、設置者の3者契約により、営農型太陽光発電設備を設置するものでございましたが、今回は、耕作者と設置者が同じ法人に変更されていますが、以前から、申請地を耕作していた耕作者が、設置者の社員となり、引き続き耕作を行います。

申請者からは、1年に一度、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書が提出され、国にも報告しておりますが、本件については、営農の適切な継続が確保されており、下部の農地での単収が地域の同じ農作物の平均的な単収と比較してもおおむね2割以上減収しておらず、生産された農作物の品質に著しい劣化が認められていないことから、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、どちらの案件も、許可後、3箇年の一時的な許可で、令和5年6月2日付けで、同時許可となります。

12番と13番は、同じ譲受人で、目的も、太陽光発電設備の設置でございますので、合わせてご説明いたします。総会議案書は、21ページでございます。それでは、ご説明いたします。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。12番の位置図は、62、63ページ、13番の位置図は、62、67ページ、12番の公図は、64、65ページ、13番の公図は、68、69ページ、12番の土地利用

計画図は66ページ、13番の土地利用計画図は70ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所小月支所から、北西へ約900mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、国から再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、太陽光発電設備を設置するものでございます。

申請理由は、申請地周辺は、日当たりが良く、計画に必要な面積も確保できることからこの度の計画に至ったもので、高齢で耕作が困難となり農作業の委託先も見つからない各譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、申請者からは、代替地検討表が提出されております。売買による所有権の移転となっております。

12番の一体利用地は、2筆の原野と法定外公共物の加工部分で、13番の一体利用地は、法定外公共物の加工部分のみで、原野2筆については、土地売買契約が締結されており、法定外公共物の施工に必要な申請書も提出されていることから、確保は確実で、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、土地利用計画からみて、適当であると判断しております。

なお、本案件も環境部との事前協議は、申請時には行われておりませんが、今後、協議予定である旨が、申請書には記載されております。

土砂の流出対策としては、申請地周辺には、隣接した農地が一部ございますが、申請地内に水路を整備する計画となっております。汚水の発生はなく、雨水のみ、申請地内の新設水路から農業用排水路に放流されますが、地元水利関係者からの承諾書が提出されており、13番については、水利計算書も提出されていることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

どちらの案件も、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番から4番の案件につきまして、議席番号14番 私 山田が、報告をいたします。

14番山田です。5月8日農業委員2名と事務局1名で、1番から4番につきまして、現地調査をいたしました。

申請概要は事務局から説明のあったとおりです。今回の申請地は先月第1回総会にて審議承認頂いた農地の周辺で過去断片的に当施設の設置が行われており、長年にわたり農地として活用されなかった経過から1番から4番まで、やむ

を得ないと思います。

なお、2番の1部造成がございますが、隣接農地は承諾しており、雨水は従前の排水路に流下するものです。周辺の農地に影響はないものと思われま

す。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、5番の案件につきまして、議席番号16番 金田豊和委員、報告をお願いいたします。

金田豊和委員

議席番号16番の金田です。5番の案件についてご説明いたします。

5月8日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

事務局説明にありましたように当案件は、非フィットによる太陽光発電設備の設置許可申請であります。県道と河川に挟まれた一団の農地の一部で、昨年12月及び本年1月に田1枚隔てた両側の農地に同様の申請が行われ、既に設備が設置されています。

設備設置に伴う造成工事は行われな

ことより、土砂の流出及び汚水の発生はなく、雨水は暗渠排水口より隣接農地へ放流されることになって

いますが、営農には支障ないと思われま

議長（山田会長）

続きまして、6番、11番の案件及び議案第1号2番の案件につきまして、議席番号9番 石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

9番の石田です。5月9日に農業委員2名・事務局職員2名で現地調査を

しました。6番の案件につきましては、先ほどに事務局が説明されておりましたが、現場に行ってみると今回の案件ですが、排水の方向が海側ではなく、山のほうに流れるような形になっておりました。このあたりがきちんと訂正されれば、許可できる案件になると思

います。続いて、議案第1号2番と議案第3号11番の3条・5条の案件について、同一案件でありますので、併せて補足説明をいたします。

5月9日に農業委員2名・事務局職員2名で現地を確認いたしました。

この案件は、令和2年5月の総会において営農型太陽光発電施設の設置を許可したもので、3年目の更新年となり、申請されたものです。

借受人は有機農業による野菜栽培、加工販売をし、直売所やスーパーと有機野菜を契約栽培とする法人で、前回と同様、賃貸借契約による権利移動で、区分地上権の設定を行う必要があります。貸付人に要望したものです。施設による転用面積はスクリーン・ケーブル管・トランスで0.9㎡、貸借権の設定となっています。

今まで毎年の状況報告も提出されていて、下部農地での農作物の収量は十分に確保されているようです。今年も営農計画で有機野菜による里芋・ジャガイモ・サツマイモの栽培を予定し、すでに圃場も綺麗にされており、マルチが張られ里芋の種も用意されていました。

汚水はなく、雨水は自然流下で農業用排水路へ放流となっています。

ご審議のほど程、よろしく申し上げます

議長（山田会長）

続きまして、7番の案件につきまして、議席番号1番、阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

議席番号1番の阪田でございます。7番の案件について報告いたします。5月9日に農業委員2名・事務局職員2名で現地確認を行いました。

事務局の説明通り、30年位前に譲受人はその時の譲渡人の説明だけで、整備を行ったそうです。30年前の農業委員会の確認不足もあると思います。無断転用ではありますので、譲受人より始末書も提出されていますし、致し方ない案件と思います。

どうぞ、ご審議のほど程、よろしく申し上げます

議長（山田会長）

続きまして、8番、10番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

議席番号5番の田崎でございます。8番の案件について申し上げます。5月9日に農業委員2名・事務局職員2名で現地確認に参りました。

申請地は熊野小学校の近くで、住宅街にあり、商店が建ち並ぶ市街地に隣接する農地でありました。地目は畑、第2種農地で、申請地はすでに資材置き場とな

っており、仮設の建物やコンテナが置かれておりました。提出されている始末書に由りますと令和2年ごろから登記地目を確認することなく、借受人は貸付人の承諾を得て、資材置き場として利用していたものです。

建築指導課の指導により、境界の建物を撤去した後、賃貸による永続的な利用をするために、今回の申請に至ったものです。

貸付人は、高齢なために耕作をしておらず、農業後継者もいないことから、資材置き場が手狭になった借受人の要望に応じたものです。

隣接した農地はありますが、高いところにありますので、問題はないと思います。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

10番の案件について申し上げます。5月9日に農業委員2名・事務局職員2名と申請地の確認に参りました。

ここは住宅地に囲まれた、農地の広がりがない第2種農地で、居住環境に恵まれている農地でした。申請地は、譲受人が住宅需要が見込まれると、この度の計画に至り、維持管理が困難な6名の譲渡人が、譲受人の要望に応じたものです。

特定建築条件付売買予定地14区画です。事業に必要な書類も添付されております。許可は、致し方ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、12番、13番の案件につきまして、議席番号3番、浦岡昌博委員、報告をお願いいたします。

浦岡昌博委員

議席番号3番の浦岡です。12番と13番の案件につきまして、現地調査のご報告をいたします。5月10日の水曜日に農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました。

申請地は小月インターからも近く、周りには既に太陽光発電設備が設置されており、申請地の一部分のみは畑として耕作されていましたが、大部分は雑草が繁茂した農地でした。事務局からの説明がありましたが、管理ができない譲渡人が譲受人の要望に応じ、この度の申請が出されたものです。

どちらの案件も大規模な発電設備の設置ですが、全ての申請地、雨水の放流先であります水路、申請地に隣接している赤線や青線も確認できました。汚水の発生はなく、申請地内には新設の水路の設置を計画されておりますので、周辺の農地にも支障なく、何ら問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

先ほど申した通りに9番の案件につきましては、後ほどの議案第4号でお諮りしますので、9番を除いた案件について、事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

阪田実委員

非フィット太陽光発電設備について、普通のフィットとどう違うのか、具体的に、説明いただきたい。

議長（山田会長）

事務局、説明をお願いします。

事務局（岡本事務局主任）

お答えします。今から3年ほど前から出てきた非フィットは、それまでのフィットでは、国が定めた買取制度を利用して、最低の売電価格を国のほうで決めて中国電力さんの方に売電されておりました。この1, 2年は固定買い取り制度が厳しくなり、更には全部の発電電力を売電できなくなっており、何割かは地元で使わないといけなくなりました。そのため発電業者さんのフィット利用は、ほとんどなくなってきております。

ただし、12番、13番は、固定買取制度を利用しますが、高圧太陽光発電であれば、まだ全ての電力を売電することができます。

1番から6番の案件につきましては、低圧であり、全発電電力を買取制度による売電ができないため、直接、民・民でやりとりをするものです。

以上でございます。

議長（山田会長）

よろしいでしょうか。

阪田実委員

はい。

議長（山田会長）

他にございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可」のうち、6番、9番を除いた案件、及び「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」のうち、2番の案件について許可することとし、6番の案件を保留とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、議案第3号10番、11番並びに13番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

それでは、次に日程第4「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」をお諮りします。併せて、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」の9番についてもお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

ご説明いたします。

初めに、議案第4号からご説明いたします。総会議案書、71ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は72、73ページ、申請時の公図は74、75ページ、参考までに現在の公図の一部を、76ページにお示ししております。変更前の土地利用計画図は77、78ページ、変更後の土地利用計画図は79、80ページをご覧ください。

変更理由は、計画区域の一部を、議案第3号9番の開発区域の一部として利用するため、この度の計画変更に至ったもので、変更区分は、土地利用計画の変更でございます。

詳しくご説明いたします。総会議案書76ページをお開きください。議案第3号9番の開発計画に伴い、道や法面等として整備した箇所を、議案第3号9番の宅地敷地等として利用するため、計画区域から除外するものでございます。除外部分の5筆は、全て議案第3号9番の一体利用地となります。

続きまして、議案第3号9番についてご説明いたします。総会議案書、18ページをお開きください。9番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は49ページから51ページ、公図は52ページで、土地利用計画図は53ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約870mに位置しておりますが、

安岡駅から半径500m以内の区域の総面積に占める宅地の面積が40%を超えており、半径900mにおいても40%を越えていることから、「第2種農地」となります。

該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、特定建築条件付売買予定地3区画を整備するもので、申請理由につきましては、申請地周辺は、宅地化が進み、子育ての居住環境にも恵まれ、既存の住宅団地にも接しており、住宅の需要が見込まれることから、この度の計画に至ったもので、維持管理が困難な各譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供することが確実であると判断しております。

一体利用地の5筆は、譲受人の所有地で、残りの一体利用地は、法定外公共物の加工部分のみで、施工等に必要な申請書が提出されており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画及び標準的な建物の建ぺい率からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地周辺には、隣接した農地が一部ございますが、擁壁を設置する計画となっております。汚水は、公共下水道で処理される予定で、雨水のみ、新設の道路側溝から既存の道路側溝をとおり、既存の調整池にためられ、農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

この度の転用については、「他に適当な土地はなく」、提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定められている条件を付して許可することとし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。

どちらの案件も、開発許可と同時施行といたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

それでは担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

議案第4号1番及び議案第3号9番の案件につきまして、議席番号5番、田崎

育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

はい、議案第4号1番及び議案第3号9番は、譲受人、譲渡人が同じ方です。

まず議案第4号1番からご説明します。5月9日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認に参りました。現地に行ってみると、計画通りに公衆用道路の整備もできていました。

隣接地の特定建築条件付売買予定地の宅地敷地等に一部利用することから、この度の計画変更に至ったものです。理由も説明されております。

ご審議の程よろしく申し上げます。

それから議案第3号9番ですが、5月9日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認に参りました。申請地は安岡小・中学校、XXXXXXXXXXの近くにあり、集落に囲まれている第2種農地です。譲受人は、周辺の宅地化が進み、既存の住宅団地に接してもおり、住宅の需要が見込まれることからこの度の計画に至り、農地の維持管理ができない譲渡人が譲受人の要望に応えたものです。特定建築条件付売買予定地3区画となっており、申請に必要な書類も添付されております。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第4号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」、原案のとおり「承認」とすること、並びに議案第3号9番の案件について、農地法第5条第1項の規定による「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号 現況確認について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

はい、総会議案書 81 ページをお開きください。1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田 5 筆、合計面積は、3,686 m²で、申請地の位置図は、82、83 ページ、公図は 84 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所小月支所から、北東へ、約 900 m に位置する土地でございます。

令和 5 年 5 月 10 日に、農業委員 2 名、最適化推進委員 1 名と事務局職員 2 名で現地調査を行いました結果、議案書に記載のとおりでございます。

現況確認書交付事務取扱要領第 5 条（3）に該当する「非農地」と確認いたしました。

以上でございます。

議長（山田会長）

それでは、地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

議席番号 3 番、浦岡昌博委員、報告をお願いいたします。

浦岡昌博委員

議席番号 3 番の浦岡です。議案第 5 号の 1 番の現地調査報告をいたします。5 月 10 日の水曜日に農業委員 2 名、地元の最適化推進委員 1 名と事務局職員 2 名で現地調査いたしました。議案書にも記載されておりますが、4 筆については高木が繁茂しており、数十年以上は耕作されていない農地と思われま。1 筆についても一部分は雑草に覆われ、高木が繁茂した農地でしたので、5 筆の全てを非農地と判断させていただきま。した。

ご審議の程よろしくお願いま。します。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございま。せんか。

ないよう。です。ので、質疑を打ち切り採決しま。す。

「議案第 5 号 現況確認について」、「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めま。す。

全員挙手と認めま。す。よ。って本議案は、原案のとおり決しま。した。

議長（山田会長）

次に、日程第 6 「議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法

律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書85ページをお開きください。1番、この案件は、令和5年5月22日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、86ページ、87ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和5年5月22日公告予定分）」をご覧ください。別紙「議案第6号関係資料①」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

85ページに戻りまして、2番、この案件は、令和5年6月1日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、88ページから108ページの「2. 農用地利用集積計画一覧表（令和5年6月1日公告予定分）」をご覧ください。別紙「議案第6号関係資料②」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

議長（山田会長）

それでは、次に日程第7「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号■番、■■■■■■委員と議席番号■番、■■■■■■委員が該当していますので、退席をお願いします。

（該当委員 退席）

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書109ページをお開きください。この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用集積等促進計画に係る意見を求められたものでございます。

1番、内容につきましては、110ページ、111ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（案）（下関区域分）」と、112ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（下関区域分）」をご覧ください。

109ページに戻りまして、2番、内容につきましては、113ページから118ページの「2. 農用地利用集積等促進計画（案）（豊浦区域分）」と、119ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（豊浦区域分）」をご覧ください。

別紙「議案第7号関係資料」に地区別の利用集積等促進計画集計表をお示ししております。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付いたします。

議長（山田会長）

それでは、 委員と 委員は着席をお願いいたします。

（該当委員 着席）

議長（山田会長）

次に、日程第8「議案第8号 農地法関係事務に係る指導指針（太陽光発電設備編）について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書120ページをお開きください。この指導指針は、太陽光発電施設への農地法に基づく農地等の転用の制限に関し、適正な運用を図るため、山口県が作成している「農地法関係事務処理要領」を補完するものとして定めるもので、太陽光発電設備の設置を目的とした農地転用について、計画面積が適当であるかの判断材料となるものです。

内容については、専門委員会で協議し、次のとおり提案させていただいております。

議案第8号関係資料①をご覧ください。主な内容は、建ぺい率の下限は22%以上とし、概ね30%以上を指導する。太陽光発電設備の面積は、架台等を含む水平投影面積を対象とする。建ぺい率の算出においては、土地の面積の除外は行わないが、除外する面積が土地の面積の概ね10%以内かつ申請者が当該地の地籍測量図の提出が可能な場合で、他の法令により設置が認められない区域や崖地など著しく設置が困難な区域等については認める。等でございます。

議案第8号関係資料②をご覧ください。議案第3号1番でも簡単にご説明いたしましたが、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例が7月から施行され、太陽光発電設備を設置する事業者は、下関市環境部との事前協議や事業計画の届出、施設設置の届出等を、とどけなければなりませんので、農業委員会といたしましても環境部と情報を共有するとともに、条例の目的

を踏まえ、今後は、転用許可の可否について、判断が必要と考えております。
以上でございます。

議長（山田会長）

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第8号 農地法関係事務に係る指導指針（太陽光発電設備編）
について」、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第9「議案第9号 農地法施行に関する実施細則の一部改正について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書121ページをお開きください。議案第9号関係資料①、改正の新旧対照表と議案第9号関係資料②、改正後の実施細則も合わせてご覧ください。

農地法施行に関する実施細則は、農地法の実施のため、農地法施行令及び農地法施行規則に定めるもののほか、農業委員会の権限に係る事務について必要な事項を定めたものでございます。

提案理由は、議案書にも記載しておりますが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が、令和5年4月1日に施行され、農地法の一部が改正されたことから、細則の一部を改正するものでございます。

また、この度、全ての条文等について精査したところ、過去の農地法等の改正による、条文や様式を、追加、訂正し、一部の条文等については、削除させていただいております。

主な、改正内容は、この度の農地法等の改正に伴い、市街化区域の転用届出に係る項番号の変更によるもの、相続の届出に係る条文が繰り上げによるものでございます。

また、過去の農地法等の改正に伴い、農作物栽培高度化施設を設置するための届出についての、条文及び様式を追加し、不要な条文、様式については、削除さ

せていただいております。

以上でございます。

議長（山田会長）

これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第9号 農地法施行に関する実施細則の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第10「議案第10号 現況確認書交付事務取扱要領の見直しについて」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書122ページをお開きください。この要領は、現況が農地以外の土地で、登記簿上の地目が農地になっている土地の証明書交付の事務処理について、必要な事項を定めることにより、法の適正な運用を図ることを目的とするものでございます。

見直しの提案理由といたしましては、全国農業会議所から非農地判断マニュアルが示されたことに伴い、農地専門委員会で協議を行い当委員会の非農地判断の基準の見直しをするものでございます。

議案第10号関係資料①で、改正の新旧対照表、議案第10号関係資料②で、改正後の事務取扱要領をお示ししております。

以上でございます。

議長（山田会長）

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第10号 現況確認書交付事務取扱要領の見直しについて」賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第11「議案第11号 下関市都市計画審議会委員の推薦について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書123ページをお開きください。これは、下関市長から農業委員会に、下関市都市計画審議会の委員を委嘱するにあたり、農業分野からの学識経験委員の推薦依頼があったため推薦しようとするものでございます。任期は、令和5年6月1日から2年間の予定です。

なお、下関市都市計画審議会委員の推薦につきましては、当委員会は、従来から会長職務代理者を推薦しておりますことをご報告いたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。職務代理者である議席番号5番、田崎育子委員、お引受け願えますか。

田崎育子委員

職務代理者ということで、会長をはじめ皆様のご意見をいただきながら、一生懸命に務めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（山田会長）

ありがとうございます。

それでは、下関市都市計画審議会委員として、田崎育子委員を、農業委員会として推薦することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、田崎育子委員を推薦することと決しました。田崎委員、よろしく願いします。

議長（山田会長）

次に、日程第12「議案第12号 農業委員会等に関する法律第37条の規定による情報の公表について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（足立事務局次長）

総会議案書は、124ページでございますが、お手元に配布いたしております議案第12号関係資料に基づきまして、内容説明をさせていただきます。

農業委員会法第37条に、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表をするよう規定されております。農業委員会の最適化活動の点検・評価につきましては、令和5年3月9日付け4経営第2784号農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進についての一部改正について」により様式が示されております。

従いまして、別紙様式4「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」、別紙様式5「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」に整理いたしましたので、今回の総会で承認をいただきましたら、市のホームページに掲出するとともに、県を通じ国に報告いたします。

内容につきまして、様式4は様式5を転記したものですので、様式5よりご説明いたします。

各項目の「現状及び課題」、「目標数値」は、令和4年度の第2回総会にて「令和4年度最適化活動の目標の設定等」でご承認いただいたものです。

1ページ目をご覧ください。「農業委員会の状況」として、本市の「農業委員会の現在の体制」及び「農業の概要」を記載しております。「1 農業委員会の現在の体制」は記載のとおりでございます。「2 農業の概要」は、耕作面積は農林水産省の耕作及び作付面積統計、経営耕面積は農林業センサスのデータによるものでございます。また、遊休農地面積は利用状況調査結果を、農地台帳面積は農地台帳を基にそれぞれ記載しております。

続きまして2ページ目「Ⅱ最適化活動の実施状況」をご覧ください。「1最適化活動の成果目標、(1)農地の集積」の「①現状及び課題、②目標」は記載のとおりでございます。「③実績」は、令和4年度の新規集積面積は102haで累計集積面積は2,457ha、達成状況は84.4%でございました。「(2)遊休農地の発生防止・解消」の「①現状及び課題、②目標」は記載のとおりでございます。

3ページ目に移りまして、「③実績」は、令和4年度の解消実績面積は1haで、達成状況は50%でございました。「④その他」は農地の利用状況・利用意向についての調査状況を記載しております。「(3)新規参入の促進」の「①現状及び課題、②目標」は記載のとおりでございます。4ページ目をご覧ください。

「③実績」は、新規参入者への貸付等につきましては、61.8haで達成状況は、111.7%です。

続きまして、「2 最適化活動の活動目標」の「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」、「(2) 活動強化月間の設定」につきましては記載のとおりでございます。「②実績」は、各委員にご協力いただいたものを記載しております。5 ページ目をお願いします。「(3) 新規参入相談会への参加」も記載のとおりで、オンラインでの参加でございました。

次に「推進委員等の点検・評価結果」です。委員各員の活動について、国の運用通知等に基づいて集計を行った結果を記載しております。

最後に、6 ページ目「Ⅲ 事務の実施状況」ですが、「1 総会、部会の開催実績」「2 農地法第3条に基づく許可事務」「3 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）」「4 違反転用への対応」の各項目における令和4年度の実施状況を記載しております。

説明は以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第12号 農業委員会等に関する法律第37条の規定による情報の公表について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

以上、審議事項はすべて終わりました。

議長（山田会長）

次に、日程第13「報告第1号」から、日程第23「報告第11号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご報告いたします。総会議案書125から129ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、19件ございました。

130ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしま

した。

131から132ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、4件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

154から158ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、16件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

159ページ、報告第5号「農地造成届について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

165ページ、報告第6号「農地造成期間延長願について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

166ページ、報告第7号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、証明を交付いたしました。

167から177ページ、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が36件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

178から180ページ、報告第9号「農地の転用事実に関する証明について」は11件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

181、182ページ、報告第10号「農地法第5条第1項による許可案件の現地確認の報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。1番の案件については、議案書にも記載しておりますが、計画とは違う造成工事がなされており、既に、申請地の大部分は、地目変更され、所有権移転もなされておりましたので、改めて、文書による督促状を送付する予定です。

183ページ、報告第11号「令和4年度利用状況調査に係る農地法第35条第1項の規定に基づく農地中間管理機構への通知について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。農地法第32条の規定に基づいて令和4年度農地利用意向調査を行った結果、農地の所有者から、農地中間管理機構を利用する旨の意思表示があったので、農地法第35条第1項の規定に基づいて、農地中間管理機構に通知するものです。一覧表の1番から150番は、令

和3年度において既に通知済みです。今回、151番から236番について通知します。

また、別紙報告第11号関係資料で、利用意向調査結果についてお示ししています。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

ただいまの報告第1号から第11号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和5年度第2回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 11時02分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....